

各保険料などに関するお知らせ

後期高齢者医療保険

健康保険課… ☎055(237)5617
山梨県後期高齢者医療広域連合…
☎055(236)5671

① 納入通知書などを 7月中旬に発送します

普通徴収の方は、7月が第一期の納期(7月31日(金)納期限)となり、年8回に分けて納付書でお支払いいただきます。

※保険料の納付方法が口座振替または特別徴収(年金から天引き)の方には、納入通知書(保険料額明細)のみ発送します

② 資格確認書について

次の方に資格確認書(さくら色)を7月中旬から下旬に、特定記録郵便で郵送します。

- ・85歳以上の方
- ・84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されていない方

マイナ保険証を普段から利用されていない方とは、①または②の方です。

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されていない方
- ②おおむね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されていない方

※郵便受けに配達されます

※現在お使いの資格確認書(薄紫色)は、8月以降は使えません。ご自身の責任で処分してください

国民健康保険

健康保険課… ☎055(237)5368
健康保険課… ☎055(237)5371

① 納入通知書などを 7月中旬に発送します

普通徴収の方は、7月が第一期の納期(7月31日(金)納期限)となり、年9回に分けて納付書でお支払いいただきます。

※保険料の納付方法が口座振替または特別徴収(年金から天引き)の方には、納入通知書(保険料額明細)のみ発送します

② 限度額適用認定証の更新申請を!

7月31日(金)までの限度額適用認定証(ピンク・黄色)をお持ちで更新を希望される方は、申請をしてください。

対象

市国民健康保険加入者(70歳以上の市民税課税世帯の一部を除く)

持ち物

資格確認書、入院が90日を超える方は入院期間が分かるもの(領収書など)。別世帯の方が申請する場合は顔写真入りの身分証

※郵送での申請も可。申請書は市ホームページからダウンロードするか、お問い合わせください

マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の事前申請がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の事前申請が不要になりますので、ぜひご利用ください。

介護保険

長寿介護課… ☎055(237)5478
長寿介護課… ☎055(237)5480

① 納入通知書などを 7月中旬に発送します

普通徴収の方は、7月が第一期の納期(7月31日(金)納期限)となり、年9回に分けて納付書でお支払いいただきます。

※保険料の納付方法が口座振替または特別徴収(年金から天引き)の方には、納入通知書(保険料額明細)のみ発送します

※税制改正に伴う特例措置および特例減免対象となる場合があります。詳しくは納入通知書および同封のお知らせをご覧ください

② 保険料が徴収猶予または減免される場合があります

所得段階が1~3段階で、①~④の全てに該当する方(生活保護受給者は除く)は、申請により減免される場合があります。

- ①令和7年中の世帯全員の年間収入合計額が120万円以下(世帯が2人以上の場合は1人増えるごとに31万5,000円を加算)
- ②市民税課税者(令和8年度の扶養(税の扶養親族・医療保険の被扶養者)でない)
- ③世帯全員の預貯金などの合計が350万円以下
- ④世帯全員が住居用以外に処分可能な不動産をもっていない

※年間収入には、遺族年金など非課税所得となる収入や仕送りなども含まれます

※災害等の特別な事情により、保険料が徴収猶予または減免になる場合があります

③ 介護保険限度額認定証・ 軽減確認証の更新申請を!

認定証・確認証をお持ちの方には5月下旬に更新勧奨通知をお送りしていますので、更新の申請をしてください。

郵送での申請にご協力をお願いします。

CHECK

子ども・子育て支援金制度が創設されました

国が創設した支援金制度の開始に伴い、今年度から健康保険料に「子ども・子育て支援金分」が加算されます。負担額は、所得等に応じて異なります。

この支援金は、会社員等の社会保険加入者も含め、公的医療保険加入者が広く負担するものです。国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者の皆さんには、納入通知書をお送りします。

制度の詳細は、こども家庭庁のホームページをご覧ください。

